

弁護士法72条と AIリーガルテックサービス

令和8年1月9日
法務省
大臣官房司法法制部

弁護士法第72条の趣旨等

○弁護士法（昭和24年法律第205号）

第72条

弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で訴訟事件、非訟事件及び審査請求、異議申立て、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件その他一般的な法律事件に関して鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを業とすることができない。ただし、この法律又は他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

○弁護士法第72条の趣旨（最高裁判決昭和46年7月14日参照）

同条制定の趣旨について考えると、（中略）世上には、このような資格もなく、なんらの規律にも服しない者が、みずから利益のため、みだりに他人の法律事件に介入することを業とするような例もないではなく、これを放置するときは、当事者その他の関係人らの利益をそこね、法律生活の公正かつ円滑ないとなみを妨げ、ひいては法律秩序を害することになるので、同条は、かかる行為を禁圧するために設けられたものと考えられるのである。

○ 法務省作成ガイドライン (R5.8)

「A I 等を用いた契約書等関連業務支援サービスの提供と弁護士法第 72 条との関係について」

- ・ 法務省では、法務分野に係る A I の利活用に関して、規制改革推進会議からの指摘を踏まえ、令和 5 年 8 月、リーガルテックの中でも比較的サービスが進展している「契約書等関連業務支援サービス」を取り上げ、これと非弁護士の法律事務の取扱いを禁止する弁護士法第 72 条との関係について、予測可能性をできる限り高めるため、ガイドラインを公表。
- ・ 当時の技術水準を前提に考えられる A I 等を用いて、契約書の作成・審査・管理業務を一部自動化することにより支援するサービスの提供において、問題となり得る点ごとに、判断の考慮要素等を明確化。

○ 法務省作成ガイドライン上の法72条該当性判断の考慮要素等（概要）

① 「報酬を得る目的」

サービスの運営形態、支払われる金銭の性質や支払目的等を考慮し、利益とサービス提供との間に対価関係が認められるか否かを判断。

② 「訴訟事件…その他一般の法律事件」

個別の事案ごとに、契約の目的、当事者の関係、経緯や背景事情等を考慮し、法律上の権利関係に争いがあり、あるいは疑義を有するか否かを判断。

③ 「鑑定…その他の法律事務」

サービスの機能と表示内容によって判断。

④ サービスの利用者（違法性阻却として整理）

①～③にかかわらず、弁護士が自ら精査し、必要に応じ修正する方法で使用する場合は違反しない。

現状と課題① – 再整理等の必要性

- A I を用い、企業法務向けに特化・チューニングされた多種多様なリーガルテックサービスは、その業務を大幅に効率化させ、弁護士等を軸とした法務サービスの質を向上させるとともに、我が国の司法の国際競争力を高めることに大きく貢献することが期待される。
- 昨今のA I の進展やその普及の速度は加速化し、その利活用についても、急速に発展・拡大しており、新たなサービスの開発・提供につき、弁護士法第72条との関係性が不明確であるとして、再整理を求める声がある。
- ガイドラインの公表が、かえってリーガルテックサービスの開発・提供を萎縮させている可能性もある。

→ 現状・時代ニーズに即した再整理を行い、必要な措置を検討する必要性

現状と課題②-ガバナンス面の考慮等

- 一方で、当事者その他の関係人らの利益をそこね、法律生活の公正かつ円滑ないとなみを妨げ、ひいては法律秩序を害することを防止するという弁護士法第7条が守るべき法益・趣旨を害さないようにすることが必要かつ重要。
⇒ A I の学習や処理の過程で、個人情報や機密情報が意図せずに含まれて漏洩したり、当事者等のセンシティブな情報が漏洩したりすることでプライバシー侵害につながり、広く司法に対する信頼性の低下を招くおそれがある。
また、弁護士が監修しない情報、またはハリシネーションにより誤った法的情報が広く一般に提供される技術的リスクや、その用法に伴なう社会的リスクにより、国民の権利利益を損なったり、法律秩序を害するおそれがある。
- 適切なリーガルテックサービスの開発・提供を担保するため、ガバナンスの確保について検討する必要。
- 弁護士その他専門士業者の実務との関係性等についても検討する必要。

課題解決に向けた方向性

○ ガバナンスの面を含めたリーガルテックの適切かつ円滑な導入の方向性

- ・ハードローによる解決

(課題) 日進月歩の A I 分野に対し、機動性に欠ける。

- ・ソフトローによる解決

(課題) • 弁護士法第72条は刑罰法規であって、その個別のあてはめは、具体的
の事実を前提とした司法判断であり、個別具体的のリーガルテック
サービスを対象とするホワイトリストの策定は困難。

- ・現状のガイドラインの改定（類型提示型）には一定の限界あり。

(次々と新しいサービス提供の需要が生まれる A I リーガルテック分野においては、すぐに陳腐化してしまい、抜本的解決は困難。)

→ 各方法のメリット・デメリットを意識した段階的課題解決を目指し、具体的
な方策について実務の動向等を十分に踏まえた検討を行う必要あり